



【異議申立の補足事項】

後遺症認定に対する異議申立については、現在当事務所では取り扱っていない事ご了承願います。異議申立を行うには、異議申立書にその理由を記載し、かつ、立証するための追加資料が必要です。異議申立に回数の制限はありませんが、裏付けとなる十分な資料を追加しないと、審査で認められる可能性は低くなります。

【異議申立以外の紛争解決方法】

異議申立以外で裁判手続きによらない方法として、以下の手続きが利用できます。

- ①「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」に調停の申立
- ②国土交通大臣に対する申出

申出できる場合:支払基準に従っていないとき、書面の交付を行っていないとき、書面での説明を求めたのに書面で行われなかったとき